

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年9月11日
【会社名】	リンカーズ株式会社
【英訳名】	Linkers Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 加福 秀互
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目5番19号
【電話番号】	03-6822-9585
【事務連絡者氏名】	代表取締役 経営管理本部長 江頭 宏一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区三田三丁目5番19号
【電話番号】	03-6822-9585
【事務連絡者氏名】	代表取締役 経営管理本部長 江頭 宏一
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 249,993,900円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,136,700株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。

- (注) 1. 本有価証券届出書による当社普通株式（以下「本株式」という。）の募集（以下「本第三者割当」という。）は、2026年9月11日開催の取締役会決議による。
2. 当社、当社代表取締役社長である加福秀互氏及び割当予定先であるSBIホールディングス株式会社（以下「SBIホールディングス」又は「割当予定先」といい、同社グループを総称して「SBIグループ」という。）は、2026年9月11日付で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」という。）を締結している。
3. 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	—	—	—
その他の者に対する割当	2,136,700株	249,993,900	124,996,950
一般募集	—	—	—
計（総発行株式）	2,136,700株	249,993,900	124,996,950

- (注) 1. 第三者割当の方法による。
2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額である。また、増加する資本準備金の額の総額は、124,996,950円である。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
117	59	100株	2026年9月28日	—	2026年9月28日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行わない。
2. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額である。
3. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生を条件として、当社と割当予定先との間で、本株式に係る総数引受契約を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとする。
4. 払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本株式の発行は行われないこととなる。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
リンカーズ株式会社 経営管理部	東京都港区三田三丁目5番19号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 新橋支店	東京都港区西新橋一丁目3番1号

3 【株式の引受け】

該当事項なし。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
249,993,900	10,000,000	239,993,900

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていません。
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用、登記関連費用等であります。

(2) 【手取金の使途】

本株式の発行によって調達する差引手取概算額は合計239百万円となる予定であり、具体的には次の使途に充当する予定であります。なお、実際に充当するまでの間は、安全性の高い預金口座等にて運用・管理していく予定です。

具体的な使途	金額（百万円）	充当予定時期
① 「Linkers TX」の開発強化及びサービス機能拡充に係る費用	170	2026年9月～2028年8月
② SaaS型マッチングシステムにおける既存導入先の利便性向上を目的とした機能改善に係る費用	69	2026年9月～2028年8月
合計	239	—

当社は、上記表中に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、資金使途についての詳細は以下のとおりです。

① 「Linkers TX」の開発強化及びサービス機能拡充に係る費用

「Linkers TX」は、当社グループがこれまで自社運営マッチングサービス等を通じて蓄積してきた技術情報データベース、探索実績に基づくマッチングノウハウ及び法人ネットワークを活用し、製造業を中心とする企業における技術探索、用途開拓、事業開発及びパートナー探索を効率的に支援するサービスです。

当社グループは、「Linkers TX」を今後の成長領域の一つと位置付けており、SBIグループが有する事業会社、投資先企業、提携先企業及び中堅・中小企業等とのネットワークとの連携可能性も踏まえ、より多様な企業ニーズに対応できるプロダクトとして機能拡充を進めてまいります。

今後の収益拡大に向け、顧客フィードバックを踏まえた機能追加、UI/UXの改善、データベース及びマッチング機能の拡充、検索・推薦機能の高度化、案件管理機能の強化、外部データ連携、セキュリティ対応並びに顧客導入支援機能の整備等を進める予定です。

これらの施策を実行するため、本株式の発行により調達した資金のうち170百万円については、本有価証券届出書提出日現在における現行の開発体制を基礎として、エンジニア採用による開発担当者の増員及び外部の開発委託先との業務委託契約等に基づく外部協力者の活用により、合計約5名から10名程度の追加開発リソースを確保するための人件費、外部開発業務委託費その他開発関連費用等へ充当する予定です。

② SaaS型マッチングシステムにおける既存導入先の利便性向上を目的とした機能改善に係る費用

SaaS型マッチングシステムについては、当社グループのストック収益基盤を構成するサービスであり、既存導入先における利用価値を高め、安定的なストック収益基盤の維持・拡大を図ることが重要であると認識しております。

また、当社グループは、地域金融機関向けのSaaS型マッチングシステムである「Linkers for BANK」等を通じて、地域金融機関が有する取引先企業の技術・製品・課題を可視化し、地域金融機関間及び地域企業間のマッチングを促進するサービスを提供しており、SBIグループが有する地域金融機関及び地域企業との接点との親和性も踏まえ、地域金融機関向けサービスの価値向上及び将来的な導入・利用拡大の可能性を高めてまいりたいと考えております。具体的には、既存導入先の利便性向上、導入機関間の広域連携機能の活用促進、案件管理機能の改善、利用状況の可視化、導入先からの機能改善要望への対応等を進める予定です。

これらの施策を実行するため、本株式の発行により調達した資金のうち69百万円については、主に当社グループの既存SaaS型マッチングシステムに係る開発担当者の人件費、外部の開発委託先への開発業務委託費、その他開発関連費用等へ充当する予定です。

（本第三者割当により資金調達をしようとする理由）

当社は、下記「(1) 資金調達の目的」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討いたしましたが、下記「(2) 資金調達方法の概要及び選択理由」に記載のとおり、公募増資や金融機関からの借入れ等の各種資金調達方法には各々留意点がある中で、割当予定先より提案を受けた下記「(2) 資金調達方法の概要及び選択理由」に記載する今回の資金調達スキーム（以下「本スキーム」といいます。）は、下記「(2) 資金調達方法の概要及び選択理由」に記載のメリットがあることから、下記「(2) 資金調達方法の概要及び選択理由」に記載の本スキームの留意点に鑑みても、本スキームによる資金調達方法が当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断いたしました。そのため、本スキームによる資金調達をしようとするものであります。

(1) 資金調達の目的

当社グループは、「マッチングで世界を変える」というミッションのもと、企業と企業の出会いのあり方を見直し、従来の産業構造では成し得なかった最適な出会いを提供することで、多くのイノベーションを生み出す産業のしくみを国内外に築き、産業全体の生産性を最大化するための連携のハブとなる企業を目指し、ものづくり企業のあらゆる探索等の課題に対して、マッチングプラットフォームの運営を中心に課題解決のサービスを提供しております。

技術課題を有する企業と技術・製品を有する企業等を引き合わせる技術探索サービス「Linkers Sourcing」、発注企業が保有する技術・製品の用途開拓を支援する「Linkers Marketing」、金融機関及び事業会社向けのSaaS型ビジネスマッチングシステムである「Linkers for BANK」及び「Linkers for Business」、並びに連結子会社にて技術情報の調査・分析を行う「Linkers Research」等を提供し、企業の研究開発、新規事業開発、販路開拓及びオープンイノベーションに係る課題解決を支援しております。

当社グループを取り巻く経営環境については、国内企業における研究開発や新規事業開発、オープンイノベーションの加速などを背景に、ビジネスマッチング高度化に対するニーズは引き続き存在しており、当社グループがこれまで培ってきた技術情報データベース、マッチングノウハウ及び法人ネットワークを活用したサービス展開の余地は大きいものと認識しております。

一方で、当社は、2024年7月期から赤字決算が継続しており、2027年7月期についても、赤字決算を見込んでおります。

既存サービスの受注回復、及び来期以降の成長に向けて、営業人員の採用を中心とする営業体制の強化を進めるとともに、新規プロダクトである「Linkers TX」の開発及び既存プラットフォームの開発・改修を継続しておりますが、これらは足元では人件費及びシステム開発関連費用の増加要因となっており、営業損失及び経常損失が拡大する見通しとなっております。

これらの損失計上により、当社グループの財務状況については、2026年7月期末時点において、借入金総額は557百万円、純資産は465百万円、現金及び預金は467百万円となっております。これらに加え、2027年7月期も赤字決算を見込んでいることから、既存事業の収益性改善と新規プロダクト「Linkers TX」等による成長機会の獲得を通じて、早期に収益構造及び財務基盤を改善する必要があると認識しております。

このような状況を踏まえ、当社グループとしては、現経営体制の下で、赤字基調からの転換、財務基盤の強化、対外的な信用力の回復・向上、既存サービスの収益性改善、並びに「Linkers TX」を中心とする成長領域への投資継続を、重要な経営課題であると位置づけております。

当社グループは、2026年9月11日付で公表した「事業計画及び成長可能性に関する事項」における中期展望及び機関決定済みの事業計画に基づき、既存サービスの収益性改善、ストック収益基盤の維持・拡大、新規プロダクトである「Linkers TX」による成長機会の獲得、並びに営業体制及びガバナンス体制の再構築に取り組んでおります。

当社は、2026年1月以降、新たな経営体制へ移行しており、今後も、顧客、金融機関、株主、従業員その他のステークホルダーに対して、当社のガバナンス体制及び事業継続性について丁寧に説明を行い、対外的な信用力の回復・向上に努めてまいります。

ストックサービスであるSaaS型マッチングシステムについては、既存導入先からの月額利用料等により、ストック収益基盤は堅調に維持されております。今後は、既存導入先における利便性向上及び広域連携機能の活用拡大を図るとともに、来期以降の新規導入再開に向けた取組みを行ってまいります。

また、2026年4月に初期バージョンをローンチいたしました新規プロダクトである「Linkers TX」については、当社グループがこれまで自社運営マッチングサービス等を通じて構築してきた技術情報データベース、探索実績に基づくマッチングノウハウ及び法人ネットワークを活用し、製造業を中心とする企業における技術探索、用途開拓、事業開発及びパートナー探索を効率的に支援することを目指すサブスクリプション型のサービスであります。当社グループは、同サービスを今後の成長領域の一つと位置付け、機能追加、UI/UXの改善、データベース及びマッチング機能の拡充、検索・推薦機能の高度化、案件管理機能の強化、外部データ連携、セキュリティ対応並びに顧客導入支援機能の整備等を継続する方針です。

スポットサービスである自社運営マッチングサービス及びリサーチサービスについては、営業活動の再整理、ターゲット顧客の明確化、提案内容の標準化、グループ内でのクロスセル強化、高付加価値リサーチへのリソース転換等を通じて、新規受注の回復及び収益力の改善を図ってまいります。

営業体制については、2026年7月期において営業人員を中心に一定の採用進捗が見られているものの、新たに採用した人員の戦力化には一定の期間を要していることから、採用人員の早期戦力化、営業活動の標準化、案件創出プロセスの改善、提案対象及び提案プロセスの精査等を進め、既存サービスの提案機会の確保及び新規受注の回復につなげてまいります。

当社グループが上記の各施策を着実に実行し、赤字基調からの転換、対外的な信用力の回復・向上、既存サービスの収益性改善及び成長領域への投資を同時に進めていくためには、手元流動性に配慮しつつ、成長投資を中長期的に継続するための財務基盤を強化することが不可欠であります。

特に、過去3期にわたる赤字決算及び当期における大幅な赤字見通しを踏まえると、当社グループが継続的な事業運営を行いながら、既存事業の立て直し及び「Linkers TX」等の成長領域への投資を実行するためには、自己資本の充実を含む資本金の調達により、財務基盤及び対外的な信用力を強化する必要があると判断いたしました。

そうした中で、当社グループは、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由 ①割当予定先の選定の経緯等」に記載の理由により、SBIホールディングスとの間で、本第三者割当を通じた当社への資本参加を伴う本資本業務提携を行うことといたしました。当社グループは、SBIホールディングスを中核とするSBIグループが有する地域金融機関、投資先企業、提携先企業、中堅・中小企業及び各種事業会社とのネットワーク、金融・投資領域における知見、並びに事業開発支援に係るノウハウと、当社グループが有する技術探索・マッチングノウハウ、製造業を中心とする法人ネットワーク及びSaaS型マッチングシステムを組み合わせることにより、地域金融機関向けサービスの価値向上、事業会社向けの技術探索・事業開発支援の拡大、SBIグループの投資先・提携先企業との連携、並びに「Linkers TX」の事業成長に資するシナジーを創出できる可能性があると考えております。

当社、当社代表取締役社長である加福秀互氏及びSBIホールディングスの間で締結された本資本業務提携契約においては、以下の事項について業務提携を行う旨を合意しております。なお、当社は2026年1月より新たな経営体制へ移行し、赤字基調からの転換、財務基盤の強化、対外的な信用力の回復・向上等を行っているところ、SBIホールディングスとの本資本業務提携の実施にあたっては、現経営陣の継続的な関与の下で中長期的に本資本業務提携を推進していくことが前提とされたことから、当社の代表取締役社長である加福秀互氏も本資本業務提携契約の当事者となっております。実際の実行項目の選択、その時期、条件等の詳細については、別途当事者間で誠実に協議することとしております。

- (1)当社が提供する調査・マッチングSaaSである「Linkers TX」の機能拡充、販売拡大及び事業化に関する連携可能性の検討
- (2)SBIホールディングス並びにその子会社及び関連会社（SBIグループ）、SBIグループの投資先企業、提携先企業その他のネットワークと、当社が有する技術探索・マッチングノウハウ、製造業を中心とする法人ネットワーク及び「Linkers TX」を含む各種サービスとの連携可能性の検討
- (3)当社が提供する「Linkers for BANK」その他のSaaS型マッチングシステムについて、地域金融機関及び地域企業との連携、既存導入先の利便性向上、広域連携機能の活用促進並びに将来的な導入・利用拡大に関する連携可能性の検討
- (4)中堅・中小製造業等に対する販路開拓支援、事業開発支援及びこれらに関連するサービスの開発・提供可能性の検討
- (5)前各号に関連する、SBIグループの金融・投資領域における知見、ネットワーク及び事業開発支援に係るノウハウを活用した連携可能性の検討
- (6)その他、当社とSBIホールディングスの間で別途合意する事項

本資金調達により調達する資金については、資金需要の具体性及び実現可能性を踏まえ、主として、①注力事業である「Linkers TX」の開発強化及びサービス機能拡充、②SaaS型マッチングシステムにおける既存導入先の利便性向上を目的とした機能改善に充当する予定です。

まず、「Linkers TX」については、今後の収益拡大に向けた開発強化及びサービス機能拡充を継続してまいります。具体的には、顧客フィードバックを踏まえた機能追加、UI／UXの改善、データベース及びマッチング機能の拡充、検索・推薦機能の高度化、案件管理機能の強化、外部データとのAPI連携、セキュリティ対応並びに顧客導入支援機能の整備等を進める予定です。当社グループとしては、SBIグループが有する事業会社、投資先企業、提携先企業及び中堅・中小企業等とのネットワークとの連携可能性も踏まえ、

「Linkers TX」をより多様な企業ニーズに対応できるプロダクトとして機能拡充することにより、技術探索、用途開拓、事業開発及びパートナー探索支援の提供機会の拡大を図ってまいります。

次に、SaaS型マッチングシステムについては、当社グループのストック収益基盤を構成するサービスであり、既存導入先における利用価値を高め、安定的な収益基盤の維持・拡大を図ることが重要であると認識しております。そのため、既存導入先の利便性向上、導入機関間の広域連携機能の活用促進、案件管理機能の改善、利用状況の可視化、導入先からの機能改善要望への対応等を進める予定です。

当社グループとしては、SBIグループが有する地域金融機関及び地域企業との接点との親和性も踏まえ、SaaS型マッチングシステムの機能改善及び広域連携機能の強化を通じて、地域金融機関向けサービスの価値向上及び将来的な導入・利用拡大の可能性を高めてまいります。

また、当社グループは、既存サービスの収益性改善に向けて、営業活動の再整理、ターゲット顧客の明確化、提案内容の標準化、サービス横断での提案強化、既存顧客への利用拡大提案、営業人員の早期戦力化等にも取り組んでまいります。これらの取組みは、既存事業の立て直し及び上記開発投資の収益化に向けて重要な施策であります。現時点において、本資金調達による手取金の直接的な充当対象としては、上記のプロダクト開発、システム改修及び機能改善に係る費用を想定しております。

上記のとおり、当社グループは赤字基調が継続している状況にあるため、上記の開発投資及び既存事業の立て直しを継続的に実行するためには、手元流動性に配慮しつつ、安定的な事業運営を継続するための財務基盤を維持・強化することが不可欠であります。

本資金調達により調達する資金を上記の開発投資に充当することで、自己資金のみによって当該投資を実行する場合と比較して、手元流動性の低下を抑制しつつ、成長領域への投資を継続することが可能になるものと考えております。

これらの施策を通じて、当社グループは、赤字基調からの転換、既存事業の立て直し、ストック収益基盤の維持・拡大及び成長領域への投資を推進するとともに、SBIグループとの本資本業務提携を通じた事業機会の拡大及び対外的な信用力の向上も図り、中長期的な企業価値及び株主価値の向上を目指してまいります。

当社では、上記の各種取組みを推進していくための必要資金を調達するため、下記「(2) 資金調達方法の概要及び選択理由」に記載の他の資金調達方法との比較検討も踏まえ、SBIホールディングスを割当予定先とする第三者割当による本株式の発行を決議いたしました。

今回の資金調達により、「Linkers TX」等の成長領域におけるプロダクト開発及びSaaS型マッチングシステムの機能改善を推進し、ストック収益基盤の維持・拡大、既存事業の立て直し及び成長領域への投資を通じて、中長期的な企業価値及び株主価値の向上に努めてまいります。

なお、本株式の発行による調達資金の具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては、上記「(2) 手取金の使途」に記載しております。

(2) 資金調達方法の概要及び選択理由

今回の資金調達は、割当予定先に対し本株式を割り当てることにより、払込期日に当社が資金を調達する仕組みとなっております。当社としては、即時に調達可能な資金の規模を追求しつつ、資本増強も可能となる方法として、下記の比較検討により、本第三者割当による資金調達が最適であると判断しております。本株式の発行手法として第三者割当による発行を選択することで、発行準備及び費用の効率化を実現しております。

本株式の発行に際しては、調達手法と発行形態に関して慎重に検討を重ねて参りました。その結果、本株式の第三者割当による発行が、以下の理由から、現時点における最良の選択肢であると判断しました。

① 本株式の発行以外に、資金調達手段を複数検討しましたが、以下の理由から、選択肢から除外しました。

(ア) 公募増資

本株式の発行による調達金額相当額を、公募増資等による普通株式の発行により一度に調達する場合、当社の株主資本の現時点での状況等を踏まえると、株式価値の希薄化及び株価への影響がより直接的に生じることとなり、当該発行が既存株主の利益に悪影響を与えるおそれがあると考えられるため、選択肢として適切ではないと判断しました。

（イ）株主割当

株主割当については、割当先である既存株主の参加率が不明瞭であることから、十分な資金を確実に確保する方法として適当でないと判断いたしました。

（ウ）新株予約権

新株予約権の発行は、足元の資金調達需要に応じた当初の調達予定金額を調達できないリスクが存在するため、今回の資金調達方法としては適当ではないと判断いたしました。

（エ）転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債は発行時点で資本性の調達とならず、また、転換が進まない場合には、長期的には財務健全性の点で悪影響を及ぼす可能性があることから、今回の資金調達方法としては適当ではないと判断いたしました。

（オ）新株予約権無償割当による増資（ライツ・オファリング）

いわゆるライツ・オファリングには、金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと、そのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オファリングがありますが、コミットメント型ライツ・オファリングについては、引受手数料等のコストが増大することが予想されます。また、ノンコミットメント型ライツ・オファリングについては、当社は最近2年間に於いて経常赤字を計上しており、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第304条第1項第3号aに規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。

（カ）普通社債・銀行借入

普通社債の発行や金融機関からの借入については、負債性の資金調達であり、今回の資金調達において当社が目的としている自己資本の充実を直接的に実現するものではありません。また、当社の足元の財務状況等を踏まえると、普通社債の発行や金融機関からの借入では、必要な資金を当社が希望する条件及び規模で確実に調達できるとは限らないことから、選択肢として適切ではないと判断いたしました。

なお、当社は、財務基盤の安定性を一層高め、運転資金として有効に活用することを目的として、2026年9月11日開催の取締役会において、前田佳宏氏を借入先とする劣後金銭消費貸借契約（借入金額：5億円、借入金利：各事業年度に係る当社の当期純利益が0円以下の場合は年0%、1円以上の場合は年3%、借入期間：7年）の締結について決議しております。

- ② 本第三者割当については、①に記載した他の調達手段との比較において、以下に記載のメリット及びデメリットがありますが、本株式の発行により、即時に調達可能な資金の規模を追求しつつ、資本増強も可能となることから、本第三者割当による資金調達が現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定しました。

（i）メリット

（ア）即時の資金調達

本株式の発行により、証券の発行時に全額の資金を調達することが可能となります。

（イ）財務健全性指標の上昇

本株式による調達資金はその発行時点において確定的に資本金の資金となるため、財務健全性指標が上昇します。

（ウ）最大交付株式数の限定

本株式の発行数は2,136,700株に固定されており、希薄化率が当初予定より増加することはありません。

（エ）マーケティング期間中の株価インパクトの回避

本株式は第三者割当により発行することから、公表前に条件決定を完了することができ、国内において本株式を公募する場合には一般に負うこととなるマーケティング期間中の株価下落リスクを回避することが可能となります。また、マーケティング期間中の株価インパクトによる既存株主持分の価値棄損を回避することも可能となります。

（ii）デメリット

（ア）即時の希薄化

本株式の発行により、即時の希薄化が生じます。

（イ）不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先とのみの契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

第2【売出要項】

該当事項なし。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	S B I ホールディングス株式会社
	本店の所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号
	直近の有価証券報告書の提出日	(有価証券報告書) 事業年度第28期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）2026年6月25日 関東財務局長に提出
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	割当予定先の連結子会社である株式会社S B I 証券は、2026年7月31日現在、当社の普通株式を161千株保有しております。また、割当予定先の連結子会社であるS B I インベストメント株式会社が業務執行組合員を務めるSBI AI&Blockchain投資事業有限責任組合は、2026年7月31日現在、当社の普通株式を1,270千株保有しております。
	人事関係	該当事項なし。
	資金関係	該当事項なし。
	技術関係	該当事項なし。
	取引関係	割当予定先の連結子会社である株式会社S B I 証券は、当社の主幹事証券会社であります。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係の欄は、別途記載のある場合を除き、本有価証券届出書提出日現在のものです。

c. 割当予定先の選定理由

①割当予定先の選定の経緯等

当社は、2026年1月以降の経営体制の変更及び足元の業績動向等を踏まえ、財務基盤の強化、対外的信用力の回復・向上、既存事業の収益性改善及び「Linkers TX」等の成長領域への投資継続を目的とした資金調達の検討を開始し、2026年2月上旬頃から、当社の主幹事証券会社である株式会社S B I 証券を含む複数の金融機関に相談し、当該相談の内容を含め、公募増資、金融機関からの借入れ等の各資金調達方法について検討いたしました。当社は、上記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途（本第三者割当により資金調達をしようとする理由） (2) 資金調達方法の概要及び選択理由」に記載の理由により、株式会社S B I 証券より提案を受けた、同社の親会社であるS B I ホールディングスを割当予定先とする第三者割当による資金調達方法が、即時に調達可能な資金の規模を追求しつつ、資本増強も可能となるという点において当社のニーズに最も合致すると判断し、2026年3月上旬から、株式会社S B I 証券及びS B I ホールディングスとの間で、資金調達の実施時期や調達額、資金使途等に関する具体的な協議を重ねてまいりました。

また、S B I ホールディングスを中核とするS B I グループは、地域金融機関、投資先企業、提携先企業、中堅・中小企業及び各種事業会社との幅広いネットワークを有しており、かつ、ソーシャルメディアやAIによるデータ活用等のITサービスを開発・提供する成長企業との資本業務提携の実績を多数有しているものと認識しております。当社グループは、S B I グループが有するこれらのネットワークと、当社グループが有する技術探索・マッチングノウハウ、製造業を中心とする法人ネットワーク及びSaaS型マッチングシステムとの間には親和性があり、地域金融機関向けサービスの価値向上、事業会社向けの技術探索・事業開発支援の拡大、並びに「Linkers TX」の事業成長に資する協業可能性があると考え、2026年7月中旬、S B I ホールディングスに対し、同社を割当予定先とする第三者割当と併せ、同社との間で業務提携を実施することを提案いたしました。その後のS B I ホールディングスとの複数回にわたる協議の結果、上記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途（本第三者割当により資金調達をしようとする理由） (1) 資金調達の目的」に記載の各事項をはじめとする領域での業務提携の実施について、同社との間で合意に至りました。

上記のとおり、当社は、株式会社S B I 証券が当社のニーズに最も合致する資金調達方法を提案したことに加え、S B I ホールディングスが同種の普通株式の第三者割当を通じた資本参加を伴う業務提携において実績を有しており、S B I グループとの中長期的な協業関係の構築が、当社グループの財務基盤の強化、対外的な信用力の向上、既存事業の収益性改善及び成長領域への投資の推進に資するものと判断したことから、S B I ホールディングスを割当予定先として選定いたしました。

②資本業務提携の内容等

本資本業務提携契約において以下の内容が定められます。

(a) 資本提携の内容

当社は、本資本業務提携契約に基づき、SBIホールディングスを割当予定先として、第三者割当の方法により当社普通株式2,136,700株を発行いたします。本第三者割当増資における発行価額は1株につき117円、発行価額の総額は249,993,900円、払込期日は2026年9月28日を予定しております。

(b) 業務提携の内容

上記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途 (本第三者割当により資金調達をしようとする理由) (1) 資金調達の目的」に記載のとおりです。

(c) 本資本業務提携契約におけるその他の主たる合意事項

(i) 新株等の発行等に係る事前承諾

当社は、本第三者割当を除き、SBIホールディングスの事前の書面による同意を受けることなく、当社の株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券（以下「新株等」という。）の発行、処分又は付与（以下「発行等」という。）を行わないものとする。但し、以下の各号のいずれかに該当する発行等については、SBIホールディングスの同意を要しないものとする。なお、SBIホールディングスは、当社から同意の要請を受けた場合、当該新株等の発行等が、Linkers TXの開発強化及びサービス機能拡充、SaaS型マッチングシステムにおける既存導入先の利便性向上を目的とした機能改善その他当社が現に営み又は合理的に予定している事業の推進及び拡大を通じた当社の企業価値向上に資するものではないと客観的かつ合理的に認められる理由がある場合を除き、当該同意を拒絶しないものとする。

- ① 当社及びその関係会社の役員及び従業員を対象として新株予約権を発行する場合及び当該新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合
- ② 当社及びその関係会社の役員及び従業員を対象として株式報酬制度に基づき当社の株式を発行又は交付する場合
- ③ 本資本業務提携契約締結日時点で既発行の新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合
- ④ 当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対して発行する場合
- ⑤ 会社法第183条の規定に基づく株式分割又は会社法第185条の規定に基づく株式無償割当てに伴い当社の株式を交付する場合
- ⑥ 吸収分割、株式交換、株式交付又は合併に伴い当社の普通株式を交付する場合

(ii) 経営株主の取締役辞任

当社代表取締役社長である加福秀互氏（以下、本(ii)において「経営株主」という。）は、SBIホールディングスの事前の書面（電子メールを含む。）による承諾なくして、当社の取締役を任期満了前に辞任しないものとし、また、任期満了後に当社の取締役として再任されることを拒否しないものとする。但し、健康上の重大な支障その他、客観的かつ合理的にやむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(iii) オブザーバーの指名権

当社は、SBIホールディングス並びにその子会社及び関連会社（SBIホールディングスの子会社及び関連会社が運用管理する投資事業を目的とする組合及びファンドの持分を含む。）が保有する当社の株式に係る議決権比率が15%以上である場合、SBIホールディングスの請求により、その指名する者1名を、当社のオブザーバー（以下、本(iii)において「オブザーバー」という。）として取り扱うものとする。

オブザーバーは、本業務提携に関係する議題が上程される当社の取締役会及び経営会議（以下、本(iii)において「意思決定機関」と総称する。）に出席し、意見を述べることができ、当社は、オブザーバーに対し、当社の当該意思決定機関に出席する機会を与えなければならない。なお、オブザーバーは、当社の意思決定機関において、議決権を有しないものとする。また、オブザーバーは、当社の求めに応じて、本業務提携に必要な範囲内で、当社の意思決定機関に出席し、意見を述べるものとする。

d. 割り当てようとする株式の数

本株式の総数は2,136,700株です。

e. 株券等の保有方針

当社は、割当予定先から、本第三者割当に係る本株式を中長期的に保有する方針であることを書面にて確認しております。なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が本株式に係る払込期日から2年以内に本株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先が2026年6月25日に関東財務局長宛に提出している第28期有価証券報告書（自2025年4月1日至2026年3月31日）に含まれる連結財政状態計算書に記載された資産合計、資本合計並びに現金及び現金同等物（6,400,580百万円）等の状況から、本第三者割当の払込みについて十分な資力を有していることを確認しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先であるSBIホールディングスは、東京証券取引所プライム市場に株式を上場しており、その社会的信用は高く、同社が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書（最終更新日：2026年6月26日）に記載された反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を、同取引所のホームページにて確認することにより、当社は、SBIホールディングス並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】**(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方**

払込金額につきましては、当社の事業環境、当社株式の株価動向、株式市場動向、本株式発行により発行される株式数等を勘案しつつ、当社株式のボラティリティと割当予定先のリスク許容度等に鑑み、割当予定先と協議を行った結果、時価での発行が適切であるとの結論に至り、本株式の発行に係る取締役会決議日の直前取引日である2026年9月10日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「東証終値」といいます。）である117円といたしました。

当該払込金額117円につきましては、直近1か月間（2026年8月11日から2026年9月10日まで）の東証終値の単純平均値である121.82円（小数第2位未満切上げ。単純平均値の計算について以下同じです。）に対して3.96%（小数第2位未満四捨五入。ディスカウント率の計算について以下同じです。）のディスカウント、直近3か月間（2026年6月11日から2026年9月10日まで）の東証終値の単純平均値である125.55円に対して6.81%のディスカウント、直近6か月間（2026年3月11日から2026年9月10日まで）の東証終値の単純平均値である130.27円に対して10.19%のディスカウントとなります。

上記払込金額は本第三者割当に関する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値に0.9を乗じた額以上の価額であり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであることから、当社は、上記払込金額は割当予定先に特に有利な金額には該当しないと判断しております。

また、当社監査役3名（うち社外監査役3名）全員から、本株式の払込金額は、当社の普通株式の価値を表す客観的な値である市場価格と同額であり、また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであることから、割当予定先に特に有利な金額には該当せず、適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本株式発行により交付される株式数は2,136,700株（議決権数21,367個）であり、2026年7月31日現在の当社の発行済株式総数である13,907,000株及び総議決権数139,027個を分母とする希薄化率は15.36%（議決権ベースの希薄化率は15.37%）に相当します。しかしながら、当社としては、このような希薄化が生じるものの、本第三者割当により調達した資金を上記の資金使途に充当することにより当社の事業基盤を強化・拡大させ、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上を図ることができ、本第三者割当はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができると考えていることから、発行数量等及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項なし。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
前田 佳宏	東京都世田谷区	2,768,500	19.91	2,768,500	17.26
合同会社SAKUNANA	東京都世田谷区成城3丁目4-3	2,500,000	17.98	2,500,000	15.59
SBIホールディングス株式会社	東京都港区六本木1丁目6-1	—	—	2,136,700	13.32
SBI AI&Blockchain投資事業有限責任組合	東京都港区六本木1丁目6-1	1,270,000	9.13	1,270,000	7.92
加福 秀互	東京都文京区	859,500	6.18	859,500	5.36
京侑株式会社	東京都港区高輪1丁目22-3	600,000	4.32	600,000	3.74
松枝 哲雄	大阪府箕面市	170,000	1.22	170,000	1.06
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6-1	161,300	1.16	161,300	1.01
西川 龍一郎	神奈川県川崎市	154,200	1.11	154,200	0.96
株式会社日経ビーピー	東京都港区虎ノ門4丁目3-12	148,000	1.06	148,000	0.92
計	—	8,631,500	62.09	10,768,200	67.14

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2026年7月31日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。

2. 「割当後の所有株式数」は、割当前の「所有株式数」に、本第三者割当により増加する本株式の株式数を加えた株式数によって算出しております。

3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に、本第三者割当により増加する本株式の株式数に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

4. 割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項なし。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項なし。

8【その他参考になる事項】

該当事項なし。

第4【その他の記載事項】

該当事項なし。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項なし。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第14期）及び半期報告書（第15期中）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された事業等のリスクについて、当該有価証券報告書等提出日（2026年3月16日）以後、本有価証券届出書提出日（2026年9月11日）までの間に生じた変更及び追加すべき事項はありません。

当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2026年9月11日）現在において変更の必要はないものと判断しております。

2. 資本金の増減について

下記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第14期）に記載の資本金等は、当該有価証券報告書提出日（2025年10月23日）以後本有価証券届出書提出日（2026年9月11日）までの間において、以下のとおり変化しております。

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2025年11月14日 (注1)	100,000	13,897,000	9,950	259,115	9,950	159,115
2025年11月15日 ～2026年9月11日 (注2)	10,000	13,907,000	50	259,165	50	159,165

(注) 1. 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行による増加であります。

2. 新株予約権の行使に伴う新株式発行による増加であります。

3. 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」に記載の第14期有価証券報告書の提出日（2025年10月23日）以降、本有価証券届出書提出日（2026年9月11日）までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(2025年10月28日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

2025年10月24日開催の当社第14期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2025年10月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

- ・当社グループのさらなる事業拡大及び経営効率の向上や、柔軟な働き方の推進を図るため、定款第3条に規定する本店の所在地を、東京都文京区から東京都港区に変更するものであります。
- ・本店の所在地変更に伴い、移転までの間の経過措置として附則を設けるものであります。

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役として、前田佳宏、加福秀互、江頭宏一、水田正道、及び長島聡の5名を選任するものであります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として、梅川栄吉、保田隆明、及び江尻琴美の3名を選任するものであります。

第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の件

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与することを目的として、基本報酬枠とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のための報酬を改定するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	95,230	1,739	—	（注1）	可決 98.20
第2号議案					
前田 佳宏	91,625	5,344	—	（注2）	可決 94.48
加福 秀互	94,770	2,199	—		可決 97.72
江頭 宏一	94,719	2,250	—		可決 97.67
水田 正道	94,715	2,254	—		可決 97.67
長島 聡	94,769	2,200	—		可決 97.72
第3号議案					
梅川 栄吉	95,157	1,812	—	（注2）	可決 98.12
保田 隆明	95,143	1,826	—		可決 98.11
江尻 琴美	95,163	1,806	—		可決 98.13
第4号議案	94,589	2,380	—	（注3）	可決 97.54

- （注）1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

(2026年1月22日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

当社は、2026年1月21日開催の取締役会において、代表取締役の異動について決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 異動に係る代表取締役の氏名、生年月日、新旧役職名、異動年月日及び所有株式数

① 新たに代表取締役になる者

氏名 (生年月日)	新役職名	旧役職名	異動年月日	所有株式数
加福 秀互 (1978年7月23日生)	代表取締役社長	取締役	2026年1月21日	859,500株
江頭 宏一 (1970年4月23日生)	代表取締役 経営管理本部長	取締役 経営管理本部長	2026年1月21日	94,500株

※ 所有株式数については、提出日現在の株式数を記載しています。

② 代表取締役でなくなる者

氏名 (生年月日)	新役職名	旧役職名	異動年月日	所有株式数
前田 佳宏 (1977年2月28日生)	取締役	代表取締役社長	2026年1月21日	5,232,400株

※ 1 所有株式数については、提出日現在の株式数を記載しています。

2 取締役前田佳宏の所有株式数には、同氏の資産管理会社である合同会社SAKUNANAが所有する株式数を含んでおります。

(2) 新たに代表取締役になる者についての主要略歴

氏名	略歴
加福 秀互	2003年4月 株式会社野村総合研究所 入社 2013年4月 Disty株式会社（現当社） 代表取締役 2017年4月 当社 オープンイノベーション推進本部長 2017年7月 当社 取締役副社長 2018年10月 当社 取締役 2023年2月 当社 マッチングプラットフォーム事業本部長 2026年1月 当社 代表取締役社長（現任）
江頭 宏一	1994年4月 国土管理株式会社 入社 2001年3月 株式会社ネットマークス（現株式会社ユニアデックス） 入社 2007年7月 高島株式会社 入社 2008年2月 FXプライム株式会社（現GMOコイン株式会社） 入社 2011年4月 同社 財務経理部長 2012年12月 同社 経営管理部長 2013年6月 同社 取締役 2017年1月 当社 入社 経営管理部長 2017年10月 当社 取締役 2021年12月 当社 経営管理本部長（現任） 2026年1月 当社 代表取締役（現任）

(2026年9月11日提出の臨時報告書)

1 〔提出理由〕

当社は、2026年9月11日開催の取締役会において、SBIホールディングス株式会社（以下「SBIホールディングス」といいます。）との間で、SBIホールディングスに対する第三者割当による新株式の発行（以下「本第三者割当」といいます。）とともに、同日付で資本業務提携（以下「本資本業務提携」といいます。）に関する契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結することについて決議しておりますが、本資本業務提携契約において、当社の株主総会又は取締役会において決議すべき事項についてSBIホールディングスの事前の承諾を要する旨の合意が含まれておりますので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の2の規定に基づき本報告書を提出するものであります。

2 〔報告内容〕

(1) 契約締結年月日

2026年9月11日

(2) 契約の相手方の氏名又は名称及び住所

①契約の相手方の名称 SBIホールディングス株式会社

②住所 東京都港区六本木一丁目6番1号

(3) 合意の内容

当社は、本第三者割当を除き、SBIホールディングスの事前の書面による同意を受けることなく、当社の株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券（以下「新株等」という。）の発行、処分又は付与（以下「発行等」という。）を行わないものとする。但し、以下の各号のいずれかに該当する発行等については、SBIホールディングスの同意を要しないものとする。なお、SBIホールディングスは、当社から同意の要請を受けた場合、当該新株等の発行等が、Linkers TXの開発強化及びサービス機能拡充、SaaS型マッチングシステムにおける既存導入先の利便性向上を目的とした機能改善その他当社が現に営み又は合理的に予定している事業の推進及び拡大を通じた当社の企業価値向上に資するものではないと客観的かつ合理的に認められる理由がある場合を除き、当該同意を拒絶しないものとする。

- ① 当社及びその関係会社の役員及び従業員を対象として新株予約権を発行する場合及び当該新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合
- ② 当社及びその関係会社の役員及び従業員を対象として株式報酬制度に基づき当社の株式を発行又は交付する場合
- ③ 本資本業務提携契約締結日時点で既発行の新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合
- ④ 当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対して発行する場合
- ⑤ 会社法第183条の規定に基づく株式分割又は会社法第185条の規定に基づく株式無償割当てに伴い当社の株式を交付する場合
- ⑥ 吸収分割、株式交換、株式交付又は合併に伴い当社の普通株式を交付する場合

(4) 合意の目的

当社及びSBIホールディングスは、両社の事業上のシナジーを追求するため、本資本業務提携を実施することとし、当社の企業価値向上に資する施策の検討及び協議を進めていく想定であるところ、本資本業務提携は、SBIホールディングスが当社を持分法適用関連会社とし、その後も一定の持株比率を保持することを前提として実施されるため、上記(3)の事項を合意するものであります。

(5) 取締役会における検討状況その他の提出会社における合意に係る意思決定の過程

当社は、2026年1月以降の経営体制の変更及び足元の業績動向等を踏まえ、財務基盤の強化、対外的信用力の回復・向上、既存事業の収益性改善及び「Linkers TX」等の成長領域への投資継続を目的とした資金調達の検討を開始し、2026年2月上旬頃から、当社の主幹事証券会社である株式会社SBI証券を含む複数の金融機関に相談し、当該相談の内容を含め、公募増資、金融機関からの借入れ等の各資金調達方法について検討いたしました。当社は、株式会社SBI証券より提案を受けた、同社の親会社であるSBIホールディングスを割当予定先とする第三者割当による資金調達方法が、即時に調達可能な資金の規模を追求しつつ、資本増強も可能となるという点において当社のニーズに最も合致すると判断し、2026年3月上旬から、株式会社SBI証券及びSBIホールディングスとの間で、資金調達の実施時期や調達額、資金使途等に関する具体的な協議を重ねてまいりました。

また、SBIホールディングスを中核とするSBIグループは、地域金融機関、投資先企業、提携先企業、中堅・中小企業及び各種事業会社との幅広いネットワークを有しており、かつ、ソーシャルメディアやAIによるデータ活用等のITサービスを開発・提供する成長企業との資本業務提携の実績を多数有しているものと認識しております。当社グループは、SBIグループが有するこれらのネットワークと、当社グループが有する技術探索・マッチングノウハウ、製造業を中心とする法人ネットワーク及びSaaS型マッチングシステムとの間には親和性があり、地域金融機関向けサービスの価値向上、事業会社向けの技術探索・事業開発支援の拡大、並びに「Linkers TX」の事業成長に資する協業可能性があると考え、2026年7月中旬、SBIホールディングスに対し、同社を割当予定先とする第三者割当と併せ、同社との間で業務提携を実施することを提案いたしました。その後のSBIホールディングスとの複数回に

わたる協議の結果、以下に記載の各事項をはじめとする領域での業務提携の実施について、同社との間で合意に至りました。

- ① 当社が提供する調査・マッチングSaaSである「Linkers TX」の機能拡充、販売拡大及び事業化に関する連携可能性の検討
- ② SBIホールディングス並びにその子会社及び関連会社（SBIグループ）、SBIグループの投資先企業、提携先企業その他のネットワークと、当社が有する技術探索・マッチングノウハウ、製造業を中心とする法人ネットワーク及び「Linkers TX」を含む各種サービスとの連携可能性の検討
- ③ 当社が提供する「Linkers for BANK」その他のSaaS型マッチングシステムについて、地域金融機関及び地域企業との連携、既存導入先の利便性向上、広域連携機能の活用促進並びに将来的な導入・利用拡大に関する連携可能性の検討
- ④ 中堅・中小製造業等に対する販路開拓支援、事業開発支援及びこれらに関連するサービスの開発・提供可能性の検討
- ⑤ 前各号に関連する、SBIグループの金融・投資領域における知見、ネットワーク及び事業開発支援に係るノウハウを活用した連携可能性の検討
- ⑥ その他、当社とSBIホールディングスの間で別途合意する事項

当社は、本資本業務提携の実効的な推進のため、本資本業務提携契約において上記(3)のとおり合意するものです。詳細は、本日開示の有価証券届出書及びプレスリリース「SBIホールディングス株式会社との資本業務提携、第三者割当による新株式の発行並びに主要株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」をご参照ください。

(6) 合意が提出会社の企業統治に及ぼす影響

当社は、当該合意は限定的な事項につきSBIホールディングスの事前承諾を求めるものであり、また、SBIホールディングスは、当該新株等の発行等が、Linkers TXの開発強化及びサービス機能拡充、SaaS型マッチングシステムにおける既存導入先の利便性向上を目的とした機能改善その他当社が現に営み又は合理的に予定している事業の推進及び拡大を通じた当社の企業価値向上に資するものではないと客観的かつ合理的に認められる理由がある場合を除き、当該同意を拒絶しないものとされているため、当社の企業統治に及ぼす影響は軽微であると考えております。上記(4)及び(5)に記載のとおり、本資本業務提携を通じて当社グループの一層の企業価値の向上及び株主価値の増大を目指すことができると考えており、当該合意もそれに寄与するものと考えております。

4. 最近の業績の概要について

第15期事業年度（2025年8月1日から2026年7月31日まで）の業績の概要

2026年9月11日開催の取締役会で承認され、2026年9月11日に公表した第15期事業年度(2025年8月1日から2026年7月31日まで)の連結財務諸表は以下のとおりであります。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了していないため、監査報告書は受領していません。

連結財務諸表及び主な注記

(1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年7月31日)	当連結会計年度 (2026年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	912,518	467,111
売掛金	144,063	130,802
仕掛品	7,424	9,279
前渡金	95	2,848
前払費用	35,462	48,908
その他	—	35,128
流動資産合計	1,099,564	694,079
固定資産		
有形固定資産		
建物	17,982	103,363
工具、器具及び備品	6,875	33,727
有形固定資産合計	24,858	137,090
無形固定資産		
ソフトウェア	137,281	270,944
ソフトウェア仮勘定	38,586	76,221
無形固定資産合計	175,867	347,166
投資その他の資産		
敷金及び保証金	52,152	99,990
長期前払費用	11,118	9,667
その他	112	133
投資その他の資産合計	63,383	109,791
固定資産合計	264,110	594,049
資産合計	1,363,674	1,288,128
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	9,996	155,344
未払金	75,746	80,624
未払費用	20,204	53,957
未払法人税等	5,919	5,390
前受金	56,909	45,292
預り金	7,700	10,369
賞与引当金	51,924	54,894
その他	14,166	14,409
流動負債合計	242,568	420,282
固定負債		
長期借入金	3,352	402,347
固定負債合計	3,352	402,347
負債合計	245,920	822,629
純資産の部		
株主資本		
資本金	249,165	259,165
資本剰余金	991,040	1,001,040
利益剰余金	△122,450	△794,706
株主資本合計	1,117,754	465,498
純資産合計	1,117,754	465,498
負債純資産合計	1,363,674	1,288,128

（２）連結損益計算書及び連結包括利益計算書
（連結損益計算書）

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自 2024年 8 月 1 日 至 2025年 7 月31日）	当連結会計年度 （自 2025年 8 月 1 日 至 2026年 7 月31日）
売上高	1,360,735	1,353,363
売上原価	440,878	500,040
売上総利益	919,856	853,322
販売費及び一般管理費	1,377,845	1,520,559
営業損失（△）	△457,988	△667,236
営業外収益		
受取利息	29	225
受取配当金	3	4
補助金収入	30,000	6,589
雑収入	340	3,063
営業外収益合計	30,373	9,882
営業外費用		
支払利息	563	8,093
為替差損	253	416
営業外費用合計	817	8,510
経常損失（△）	△428,433	△665,864
特別利益		
敷金償却戻入益	—	12,345
特別利益合計	—	12,345
特別損失		
固定資産除却損	—	2,993
事務所移転費用	—	1,230
譲渡制限付株式報酬償却損	—	12,447
減損損失	117,195	—
特別損失合計	117,195	16,671
税金等調整前当期純損失（△）	△545,628	△670,190
法人税、住民税及び事業税	2,585	2,065
法人税等合計	2,585	2,065
当期純損失（△）	△548,214	△672,256
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	△548,214	△672,256

（連結包括利益計算書）

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自 2024年8月1日 至 2025年7月31日）	当連結会計年度 （自 2025年8月1日 至 2026年7月31日）
当期純損失（△）	△548,214	△672,256
包括利益	△548,214	△672,256
（内訳）		
親会社株主に係る包括利益	△548,214	△672,256

（３）連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度（自 2024年8月1日 至 2025年7月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	245,065	986,940	425,763	1,657,768	1,657,768
当期変動額					
新株の発行（譲渡制限付株式の発行）	4,100	4,100		8,200	8,200
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△548,214	△548,214	△548,214
当期変動額合計	4,100	4,100	△548,214	△540,014	△540,014
当期末残高	249,165	991,040	△122,450	1,117,754	1,117,754

当連結会計年度（自 2025年8月1日 至 2026年7月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	249,165	991,040	△122,450	1,117,754	1,117,754
当期変動額					
新株の発行（譲渡制限付株式の発行）	9,950	9,950		19,900	19,900
新株の発行（新株予約権の行使）	50	50		100	100
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△672,256	△672,256	△672,256
当期変動額合計	10,000	10,000	△672,256	△652,256	△652,256
当期末残高	259,165	1,001,040	△794,706	465,498	465,498

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)	当連結会計年度 (自 2025年8月1日 至 2026年7月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失 (△)	△545,628	△670,190
減価償却費	109,230	99,423
株式報酬費用	6,024	8,903
減損損失	117,195	—
固定資産除却損	—	2,993
譲渡制限付株式報酬償却損	—	12,447
敷金償却戻入益	—	△12,345
賞与引当金の増減額 (△は減少)	7,464	2,970
受取利息及び受取配当金	△32	△229
支払利息	563	8,093
売上債権の増減額 (△は増加)	△12,775	13,261
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△2,598	△1,854
前渡金の増減額 (△は増加)	3,971	△2,753
前払費用の増減額 (△は増加)	18,672	△13,469
未払金の増減額 (△は減少)	26,259	△5,310
未払費用の増減額 (△は減少)	5,304	33,753
前受金の増減額 (△は減少)	24,586	△11,616
預り金の増減額 (△は減少)	1,971	2,668
その他	6,967	△33,627
小計	△232,823	△566,884
利息及び配当金の受取額	27	194
利息の支払額	△553	△8,070
法人税等の支払額	△1,145	△2,580
法人税等の還付額	6,724	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	△227,769	△577,339
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	—	△50,000
有形固定資産の取得による支出	—	△144,128
無形固定資産の取得による支出	△100,930	△224,313
敷金の差入による支出	—	△107,307
敷金の回収による収入	—	63,338
投資活動によるキャッシュ・フロー	△100,930	△462,410
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	—	656,000
長期借入金の返済による支出	△9,996	△111,657
財務活動によるキャッシュ・フロー	△9,996	544,343
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△338,696	△495,407
現金及び現金同等物の期首残高	1,251,215	912,518
現金及び現金同等物の期末残高	912,518	417,111

（５）連結財務諸表に関する注記事項

（継続企業の前提に関する注記）

該当事項はありません。

（セグメント情報等の注記）

１．報告セグメントの概要

当社グループは、探索・マッチングサービスとその他サービスにて構成される「ビジネスマッチング事業」及び連結子会社である株式会社リンカーズOI研究所が提供する「リサーチ事業」の２つを報告セグメントとしております。

２．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

３．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2024年8月1日 至 2025年7月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント		合計（注）
	ビジネス マッチング事業	リサーチ事業	
売上高			
外部顧客への売上高	1,047,585	313,149	1,360,735
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—
計	1,047,585	313,149	1,360,735
セグメント損失（△）	△407,169	△50,819	△457,988
セグメント資産	1,291,429	72,245	1,363,674
その他の項目			
減価償却費	92,350	16,879	109,230
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	93,309	38,558	131,867

（注）セグメント損失（△）は、連結損益計算書の営業損失と一致しております。

当連結会計年度（自 2025年8月1日 至 2026年7月31日）
（単位：千円）

	報告セグメント		合計（注）
	ビジネス マッチング事業	リサーチ事業	
売上高			
外部顧客への売上高	930,108	423,254	1,353,363
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—
計	930,108	423,254	1,353,363
セグメント利益又は損失（△）	△710,574	43,337	△667,236
セグメント資産	1,162,510	125,617	1,288,128
その他の項目			
減価償却費	99,423	—	99,423
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	434,021	20,886	454,907

（注）セグメント利益又は損失（△）は、連結損益計算書の営業損失と一致しております。

（１株当たり情報の注記）

	前連結会計年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)	当連結会計年度 (自 2025年8月1日 至 2026年7月31日)
1株当たり純資産額	81.01円	33.47円
1株当たり当期純損失（△）	△39.78円	△48.47円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの１株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

２．１株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)	当連結会計年度 (自 2025年8月1日 至 2026年7月31日)
親会社株主に帰属する当期純損失（△）（千円）	△548,214	△672,256
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失（△）（千円）	△548,214	△672,256
期中平均株式数（株）	13,782,479	13,869,876
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第１回新株予約権（新株予約権の数66個（普通株式66,000株））、第５回新株予約権（新株予約権の数10個（普通株式10,000株））、第８回新株予約権（新株予約権の数100個（普通株式100,000株））、第９回新株予約権（新株予約権の数4個（普通株式4,000株））、第10回新株予約権（新株予約権の数43個（普通株式43,000株））、第11回新株予約権（新株予約権の数22個（普通株式22,000株））、第12回新株予約権（新株予約権の数3,920個（普通株式39,200株））及び第13回新株予約権（新株予約権の数6,620個（普通株式66,200株））。	第１回新株予約権（新株予約権の数66個（普通株式66,000株））、第９回新株予約権（新株予約権の数4個（普通株式4,000株））、第10回新株予約権（新株予約権の数43個（普通株式43,000株））、第11回新株予約権（新株予約権の数20個（普通株式20,000株））、第12回新株予約権（新株予約権の数3,050個（普通株式30,500株））及び第13回新株予約権（新株予約権の数5,170個（普通株式51,700株））。

（重要な後発事象の注記）

（資本業務提携及び第三者割当による新株式の発行）

当社は、2026年9月11日開催の取締役会において、SBIホールディングス株式会社（以下「SBIホールディングス」といいます。）との間で資本業務提携契約を締結すること及びSBIホールディングスを割当先とする第三者割当による新株式の発行を行うことを決議いたしました。

1. 資本業務提携の目的及び内容

本資本業務提携は、SBIグループが有する地域金融機関、投資先企業、提携先企業、中堅・中小企業及び各種事業会社とのネットワーク、金融・投資領域における知見及び事業開発支援に係るノウハウと、当社グループが有する技術探索・マッチングノウハウ、製造業を中心とする法人ネットワーク及びSaaS型マッチングシステムを組み合わせることにより、当社グループの既存サービスの価値向上及び「Linkers TX」等の成長領域における事業機会の拡大を図ることを目的としております。

主な業務提携の内容は、「Linkers TX」の機能拡充、販売拡大及び事業化に関する連携可能性の検討、SBIグループのネットワークと当社グループの各種サービスとの連携可能性の検討、「Linkers for BANK」その他のSaaS型マッチングシステムにおける地域金融機関及び地域企業との連携、既存導入先の利便性向上及び広域連携機能の活用促進等であります。

2. 第三者割当による新株式の発行の概要

(1) 発行する株式の種類及び数	普通株式2,136,700株
(2) 払込金額	1株につき117円
(3) 払込金額の総額	249,993,900円
(4) 増加する資本金の額	124,996,950円
(5) 増加する資本準備金の額	124,996,950円
(6) 割当先	SBIホールディングス株式会社
(7) 払込期日	2026年9月28日

3. 資金使途

本第三者割当による差引手取概算額239,993千円については、「Linkers TX」の開発強化及びサービス機能拡充に係る費用170,000千円並びにSaaS型マッチングシステムにおける既存導入先の利便性向上を目的とした機能改善に係る費用69,993千円に充当する予定であります。

（劣後金銭消費貸借契約による資金調達）

当社は、2026年9月11日開催の取締役会において、当社の筆頭株主である前田佳宏氏との間で劣後金銭消費貸借契約（以下「本契約」といいます。）を締結し、500,000千円の資金調達を行うことを決議いたしました。

本資金調達は、当社グループの財務基盤及び手元流動性の強化を図るとともに、既存事業の収益性改善及び成長領域への投資を継続することを目的としております。

本契約の主な内容は、以下のとおりであります。

(1) 借入先	前田佳宏氏
(2) 借入金額	500,000千円
(3) 借入実行日	2026年9月11日
(4) 返済期日	2033年9月10日
(5) 利率	各事業年度の当期純利益が0円以下の場合は年0％、1円以上の場合は年3％
(6) 利息支払方法	返済期日に一括して後払い
(7) 劣後条件	契約に基づく一切の債務の支払いは、当社が金融機関その他の者に対して現在又は将来負担する借入金債務、社債その他の資金調達に係る債務に劣後する

なお、本契約において、貸付人は、本契約に基づく貸付人その他いかなる地位に基づくかを問わず、当社の業務又は経営に関与し、又はこれに影響を及ぼさないこととされております。ただし、株主として法令上有する議決権の行使を妨げるものではありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第14期)	自 至	2024年8月1日 2025年7月31日	2025年10月23日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第15期中)	自 至	2025年8月1日 2026年1月31日	2026年3月16日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（E D I N E T）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A 4－1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

第六部【特別情報】

該当事項なし。

独立監査人の監査報告書

2025年10月23日

リンカーズ株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河島 啓太

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大塚 弘毅

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているリンカーズ株式会社の2024年8月1日から2025年7月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リンカーズ株式会社及び連結子会社の2025年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

固定資産の減損	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、当連結会計年度末の連結貸借対照表において、有形固定資産24,858千円、無形固定資産175,867千円を計上しており、総資産の14.7%を占めている。 また、注記事項（重要な会計上の見積り）及び（連結損益計算書関係）※4減損損失に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において、減損損失を117,195千円計上している。 会社は、「固定資産の減損に係る会計基準」に従い減損の兆候の有無を検討している。減損の兆候を把握した場合には、取締役会で承認された事業計画を基礎に算定された割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較して減損損失の認識の要否を判定し、減損損失を認識すべきであると判定されたものについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識している。 割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり営業人員数の予測である。 固定資産に関する減損損失の計上額、固定資産の残高について金額的な重要性は高く、また、割引前将来キャッシュ・フローの見積りに利用する事業計画の策定は経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。	当監査法人は、固定資産の減損を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。 (1) 内部統制の評価 - 固定資産の減損損失の兆候の把握、認識の判定及び測定に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。 (2) 減損判定の妥当性の検討 - 経営者等への質問及び取締役会等の会社の会議体における議事録の閲覧を通じて、会社の経営環境を理解した。 - 割引前将来キャッシュ・フローの見積りの合理性を評価するために、以下の手続を実施した。 - 会社の取締役会によって承認された事業計画との整合性を検討した。 - 割引前将来キャッシュ・フローの見積期間について、主要な資産の経済的残存使用年数と比較した。 - 事業計画の基礎となる主要な仮定である営業人員数の予測については、経営者等と協議を行うとともに、過去実績との比較を行い、見積りの合理性について検討した。 - 減損損失の測定金額の正確性を検討するため、上記の検討を踏まえて、再計算を行った。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年10月23日

リンカーズ株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河島 啓太

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大塚 弘毅

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているリンカーズ株式会社の2024年8月1日から2025年7月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リンカーズ株式会社の2025年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

固定資産の減損
連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（固定資産の減損）と実質的に同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年3月16日

リンカーズ株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 河島 啓太
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大塚 弘毅
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているリンカーズ株式会社の2025年8月1日から2026年7月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年8月1日から2026年1月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リンカーズ株式会社及び連結子会社の2026年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません